

現所有者申告書（兼 相続人代表者指定届出書）

記入例

令和5年12月1日

宮代町長 あて

申告者

住所

宮代町笠原1-4-1

この申告を書いた
方の情報です

氏名

宮代 一郎

宮代町固定資産税課税台帳に登録されている下記の者が死亡したため、宮代町税（住民登録をしていた）、
現所有者（相続人代表者）等を以下のとおり申告します。

被相続人 (死亡した者)	住所	宮代町 中央3-6-11		☐ 申告者と同じ
	ふりがな	みやしろ たろう		
	氏名	宮代 太郎		
	死亡した年月日	令和5	年 11 月 25 日	

現所有者 (相続人)	相続人の 代表者	住所	宮代町 中央3-6-11		☒ 申告者と同じ
		ふりがな	みやしろ いちろう	生年月日	S38年5月15日
		氏名	宮代 一郎	電話番号	0480-34-1111
		被相続人との続柄	配偶者・子・その他()		
	その他の 相続人	住所	宮代町中央3-6-11		☐ 申告者と同じ
		ふりがな	みやしろ はなこ	被相続人との続柄	
		氏名	宮代 花子	(配偶者・子・その他())	
		住所	久喜市下早見85-3		
		ふりがな	くき ようこ	被相続人との続柄	
		氏名	久喜 陽子	配偶者・子・その他()	
		住所	杉戸町清地2-9-29		
		ふりがな	すぎと かずこ	被相続人との続柄	
		氏名	杉戸 和子	配偶者・子・その他()	
		住所	春日部市中央7-2-1		
ふりがな		かすかべ はじめ	被相続人との続柄		
氏名		春日部 はじめ	配偶者・子・その他()		

※現所有者は原則相続人であり、被相続人が所有していた土地又は家屋を管理する者で、相続人の代表者となられた方に町から賦課徴収及び還付に関する書類を送達します。

※相続登記が完了するまでは、相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。

受付印

※町処理欄（記入しないでください）

被相続人所有者コード

現所有者の所有者コード

新年度の所有者コード

この申告に関する根拠法令

(現所有者の申告)

宮代町税条例第74条の3

現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(固定資産の申告)

地方税法第384条の3

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第386条において、「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

(相続人からの徴収手続)

地方税法第9条の2第1項

納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第13条を除く。）においては、第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び第16条第1項第6号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。